

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)
(会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2025 年 10 月 1 日

株式会社エージェント IG ホールディングス

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ[®]

2025年10月1日

吸收分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

(会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項)

東京都新宿区市谷本村町3番29号
株式会社エージェントIGホールディングス
代表取締役 一戸 敏

東京都新宿区市谷本村町3番29号
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
代表取締役 一戸 敏

株式会社エージェントIGホールディングス（以下「承継会社」といいます。）及び株式会社エージェント・インシュアランス・グループ（以下「分割会社」といいます。）は、2025年8月14日付で締結した吸收分割契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、2025年10月1日を吸收分割の効力発生日として、分割会社がその営む関係会社管理事業及び財務管理事業（以下「本分割対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いました。

本吸收分割に係る会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2025年10月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

（1）株主による差止請求手続（会社法第784条の2）

分割会社において本吸收分割は、略式分割（会社法第784条第1項）に該当するため、手続は行っておりません。

（2）反対株主の株式買取請求手続（会社法第785条）

分割会社は承継会社の完全子会社であるため、手続は行っておりません。

（3）新株予約権買取請求手続（会社法第787条）

分割会社においては、新株予約権を発行していないため、手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続（会社法第 789 条）

本吸收分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続（会社法第 796 条の 2）

承継会社において本吸收分割は、簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

承継会社において本吸收分割は、簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 25 日付官報において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社においては、知れている債権者が存在しないため、個別の催告は行っておりません。

4. 吸收分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に係る事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、2025 年 10 月 1 日をもって、本吸收分割に基づき、本分割対象事業に係る権利義務を承継いたしました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額（暫定額）はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：1,153,080 千円

承継負債の額：875,146 千円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 10 月 1 日

6. 吸收分割に係るその他の重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上